

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町名	穴水町
所屬名	住民福祉課
担当者名	小林 裕子

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容				令和7年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己 評価	課題と対応策
穴水町	②給付適正化	要介護3以上の在宅の方では70%が在宅生活を希望されており、申請済の方を含め25%が施設利用を検討しています。住み慣れた地域で希望するサービスを提案できるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進していくことがますます重用と考えます。	介護保険サービスの提供	介護保険サービスの利用状況を正確に把握し、介護保険事業が今後も円滑かつ適正に運営されるよう、中長期的な人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の整備を図ります。	利用者の選択の幅を拡張し、介護人材の有効活用を図るため、既存の施設(広域型特養のうち29床を密着型とし、グループホーム並びに小規模多機能有する複合施設)を町中心部に移転。令和6年能登半島地震の影響で開設が遅れたが、令和7年7月1日から指定・事業開始となった。 震災の影響で介護職員の離職が生じ、人員基準を満たせなくなり、ケアハウス及びユニット型特養の1ユニット減床を承認した。	○	介護保険計画に基づく施設整備は完了。 過疎地で以前から介護人材不足が課題であったが、令和6年度能登半島地震を機に、人材不足に拍車がかかった。町独自で看護・介護等の就学支援、介護職やケアマネの就労支援事業を実施し、県が実施する介護人材確保事業の周知等も実施しているが、十分な効果は得られていない状況。 被保険者のサービス利用状況(町内・避難先)、事業所の稼働状況を把握しながら、10期計画に向け必要量の見直しを行う。
穴水町	②給付適正化	支援や介護を必要とする割合は75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。	事業者情報の開示指導	町が指定権限を持つ事業所に対して、介護サービスの情報の公表制度や福祉サービスの第三者評価などの活用により、積極的に自己情報を開示するよう指導します。	地域密着型サービス事業所の運営推進会議には必ず参加し、情報開示についても指導を行っている。 地域密着型サービス事業所の運営指導の際に、重要事項等を揭示するよう口頭・書面にて指導を実施。	○	引き続き、地域密着型サービス事業所の運営推進会議に参加し、情報公開の状況についても確認を実施していく。
穴水町	②給付適正化	支援や介護を必要とする割合は75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。	苦情対応・解決のための連携	介護サービス事業所に関する苦情相談があった場合は、関係機関との連携に努めます。	令和7年度中は介護サービス事業所に対する苦情は0件であった。外国人介護職員の増加を漠然と不安に感じるという町会議員からの相談が1件あった。	○	外国人介護人材について、日本語や介護の習得状況、介護事業所の受入れ・指導体制、利用者や家族の反応などについて丁寧に説明し、理解いただいた。 苦情相談があった場合、相談者の心情に寄り添った丁寧な聞き取りを実施後、速やかに事業所訪問・資料の提示要求等により事実確認を行い、助言・指導を実施し、相談者に対してのフィードバックを実施予定。必要に応じて事業所には改善計画を提出してもらう。苦情内容によっては県等との関係機関と連携を図る。
穴水町	②給付適正化	支援や介護を必要とする割合は75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。	介護給付と要介護認定の適正化	認定調査の公平性を確保するため、認定に係る認定調査の内容を点検します。	介護保険認定審査担当者が、認定調査全件の内容を主治医意見書に合わせて確認し、マークシートチェックミスや特記事項の記載不足等について指導し、修正依頼を行っている。	◎	認定調査票並びに特記事項を事前確認しているため、審査会における一次判定の修正は少なく、審査がスムーズに進行されている。今後も認定調査の全件点検を実施し、調査の標準化による給付の適正化を図る。
穴水町	②給付適正化	支援や介護を必要とする割合は75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。	介護給付と要介護認定の適正化	認定調査員への研修を適時実施し、認定調査の信頼性のさらなる向上を図ります。	県が開催する認定調査員研修に参加予定であったが、令和6年能登半島地震に関連する対応や休職職員の発生等で多忙となり、不参加となった。 ※認定調査員全員、5年以上の経験者であり、通常であれば毎年研修会に参加している。	△	令和7年度の認定調査員研修に参加し、認定調査の留意点等を再確認してもらい、認定調査の標準化を保つ。
穴水町	②給付適正化	支援や介護を必要とする割合は75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。	介護給付と要介護認定の適正化	公正な認定を維持するために、介護認定審査委員研修を受講し審査判定の標準化を図ります。	県が開催する介護認定審査会委員研修に審査委員及び保険者の担当者が参加。 参加者数 審査委員:4名、保険者2名	◎	審査会委員には研修に参加していただき、制度の理解を深めていただいた。引き続き、研修への参加を要請し、審査判定の標準化を図る。 二次判定で介護度を変更する際の介護の手間と状態の維持改善可能性に係る留意点について、審査委員テキスト並びに研修会資料をもとに審査会にて再確認を実施した。
穴水町	②給付適正化	支援や介護を必要とする割合は75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。	ケアプラン点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等の記載内容を資料提出または訪問調査により点検・指導及び評価します。	包括の委託分及び介護のケアプランについて点検を実施し、記載内容について助言を実施。新規ケアプランについては全て確認を実施している。 点検件数:20件	○	包括職員及び保険者事務局職員とで点検を実施。今後も継続実施。

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容				令和7年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己 評価	課題と対応策
穴水町	②給付適正化	支援や介護を必要とする割合は75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。	ケアプラン点検	住宅改修や福祉用具購入・貸与についても、ケアプラン点検の中で適正化を図ります。	住宅改修全件に対し、ケアマネの意見書や事前写真にて確認を実施し、福祉用具貸与等代替サービス利用等についてケアマネに指導を実施。施行後は、現地にて申請どおり改修が行われているか確認を実施。 令和7年度住宅改修件数:12件 福祉用具貸与については、申請書にて事前に内容を確認し、対象者の状態に適しているか全件確認。 令和7年度福祉用具購入件数:22件	○	震災により段差の多い木造日本家屋が公費解体され、段差の少ない仮設入居者や新築住宅建設者が増え、改修件数が減少した。事前審査については、担当ケアマネを通して、写真による確認を実施。施工後の担当課による現地確認は、今後も引き続き実施する。 保険者による点検は保健師が実施しているが、保健・福祉・医療の視点を持ち合わせていない事務職が担当となった場合にケアマネへの助言は困難となるため、町直営包括職員の支援による事前審査が対応策として考えられる。 理学療法士等のリハビリ専門職との連携についての検討が不十分であるため、住宅改修並びに福祉用具購入に関しての協力体制について検討を重ねる。
穴水町	②給付適正化	支援や介護を必要とする割合は75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。	縦覧点検、医療情報との突合	複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、チェック一覧表をもとに提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。	介護給付費明細書の点検について、石川県国民健康保険団体連合会に委託実施している。 医療保険と介護保険との給付調整に係るレセプト点検を毎月実施し、後期高齢者医療保険に該当者がある場合、介護給付費明細書等のデータ提供を実施。	◎	国保連合会による給付適正化に資する点検は重要と考えるため、今後も引き続き委託実施を行っていく。 国保連合会から提供された給付適正化に関するデータの一部を加工し、介護保険運営推進会議等で報告を行う予定。 後期高齢者医療保険に関わるレセプト点検も継続実施する。
穴水町	②給付適正化	支援や介護を必要とする割合は75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。	介護サービス事業所への指導・監督	町が指定権限を持つ地域密着型サービス事業所に対し運営指導を行うとともに、必要に応じて集団指導を行います。	グループホームに対し運営指導を実施。日程調整がつかなかった1事業所については、令和8年度に実施予定。 集団指導は未実施であるが、必要な情報は常にメールまたは電話にて情報提供を実施している。 事業所の届出サービスの電子申請化については、書面にて指導・情報提供を実施した。	×	認知症対応型共同生活介護以外の地域密着型サービス事業所についても、順次計画を立てて運営指導を実施していく。